

SPECIAL

REPORT

へーグ協定を実施する USPTO による最終規則の発表

2015年5月8日

2015年4月2日、米国特許商標庁(USPTO)は、最終規則を発表しました。本規則により、出願人は、工業意匠の国際登録に関する1999年へーグ協定ジュネーブアクト(「ヘーグ協定」)¹に加盟しているいずれの国においても、登録もしくは審査可能である、単一言語で簡略化および標準化された単一の国際意匠出願を提出することができるようになりました。本規則は2015年5月13日に有効となります。

現在、世界的保護を求める米国意匠出願人は、保護を求める各国もしくは政府間機関においてそれぞれ意匠出願を提出する必要があります。そのため、当該出願人は、各国もしくは政府間機関が課せる方式要件に従う必要があります。へ一グ協定により、中央集権化された国際意匠登録と国際登録更新が可能となります。最終規則は、出願プロセスを簡略化し、数カ国における意匠保護の取得を求める米国出願人の経費節減に繋がります。また、

¹特に、本規則は、2012 年特許法条約実施法(PLTIA: Patent Law Treaties Implementation Act)の第 1 章(Title I)に基づき法律を実施している。USPTO は、PLTIA の第 2 章(Title II)に基づき特許法条約を既に実施している。PLTIA の第 2 章(Title II)についての追加情報の入手には、2013 年 11 月 7 日付けスペシャルレポート「特許法条約を実施する USPTO による最終規則の発行」を参照のこと。www.oliff.comのウエブサイトから入手可能。

本新規則により、米国における意匠保護を求める出願人にとって、米国特許商標庁 (USPTO)での国際意匠審査が可能となります。

最終規則には、種々の規則変更と新規則が含まれており、USPTOに国際意匠出願を提出する前に、および/もしくは国際意匠出願において米国を指定する前に、本最終規則を参照すべきです。本スペシャルレポートでは、本最終規則に基づく特許法における米国実務での主な変更に焦点を当てています。特に、本スペシャルレポートでは、連邦規則集(Code of Federal Regulations)の「特許事件における実務規則(Rules of Practice in Patent Cases)」²中の、新しく設定された、特に国際意匠出願に関する「Subpart I」について詳しく説明し、Subpart I 以外の一部の他の重要な規則変更についても説明します。

I. USPTO の新しい機能

A. 仲介官庁としての USPTO の機能

新規則では、USPTOは、国際意匠出願を国際事務局に送付する仲介官庁としての機能を果たすことになります。USPTOは、仲介官庁として、次のような主要機能を果たすことになります: (1) 国際意匠出願の受理と同出願の受理日の指定; (2) 国際意匠出願の取扱い

² 37 C.F.R. §1.001 ~ §1.071 を参照のこと。



手数料の取り立てと(必要な場合)その手数料の送付; (3) 特定の発明の守秘、輸出許可と外国における出願許可に関する該当要件遵守の判断; および(4) 国家機密に関する規定により出願送付が禁止されていない限り、国際事務局への国際意匠出願の送付。

B. 指定官庁としての USPTO の機能

USPTO は、保護が求められる締約国(すなわち、ヘーグ協定の締約国(「CP」))として米国指定の国際意匠出願では指定官庁(「米国指定官庁」)としての機能も果たします。米国指定官庁として、次のような主要機能を果たします: (1) ヘーグ協定の要件を満たす国際意匠出願の国内審査用の出願受理; (2) 35 U.S.C.第16章に従い国際意匠出願の審査の実施; および(3) 国際事務局への審査結果の送付。

II. 米国での国際意匠出願の提出

A. 米国での国際意匠出願 の提出が可能な出願人

i. USPTO 経由の提出

(仲介官庁として)USPTO 経由で国際意匠出願を提出するには、出願人には、米国と下記の1項目以上の繋がりが必要です: (1) 国籍; (2) 居住地; (3) 常居所; もしくは (4) 米国領土における真正かつ現実の工業上又は商業上の営業所。最終規則では、何が米国領土における「真正かつ現実の工業上又は商業上の営業所」を構成するのか記載されていません。しかし、(パリ条約およびマドリッド協定等の)他の国際知的財産契約では、この用語は、主なる営業所である必要がないというものの、何らかの工業上又は商業上の活動が起こる営業所を意味すると定義されています。本定義によると、例えば、単なる倉庫はこの対象とはなりません。

ii. 国際事務局への提出

国際事務局に提出する米国指定の国際出願では、出願人が下記のいずれかに該当しない場合、指定官庁を米国とした USPTO による出願審査が拒絶される可能性があります: (1) 出願人が、単一もしくは共同発明者; (2) 死亡した発明者もしくは法的に無能力である発明者の法的代理人; もしくは (3) 譲受人、発明者が発明を譲渡する義務にある人物、もしくはその事柄に対して充分な所有権を示す人物。

B. 国際意匠出願提出の方式要件

i. 国際意匠出願の必須内容

英語、仏語、もしくは西語の少なくともい

ずれかの言語で国際意匠出願を記載する必要 があります。また、国際意匠出願には、 (1) 国際登録申請書(request for international registration); (2) (出願人氏名および住所等の) 出願人に関するデータ; (3) 国際意匠出願の対 象である国際意匠の複製物の所定数のコピー、 もしくは出願人が所望の場合、幾つかの複製 物の所定数のコピー; (4) 工業意匠を構成する 製品の表示; (5) 指定締約国の表示; (6) 所定手 数料; (7) 出願人が国際登録の所有者となる条 件を満たす締約国: (8) 100 を超えてはならな い国際意匠出願中の工業意匠数および国際意 匠出願に伴う工業意匠の複製物数もしくは見 本数の表示(9) 納付額と納付方法の表示: およ び(10)出願人が主張する締約国の表示を添 付する必要があります。

ii. 手数料

国際意匠出願提出の基本手数料は、397スイスフランです。本手数料には、国際出願における1件の意匠提出が含まれます。同一国際意匠出願で意匠が1件追加される毎に、19スイスフランの手数料の追加となります。他



の手数料は、出願内容と該当出願の指定管轄により異なります。特定の国際意匠出願の手数料の判断には、世界知的所有権機関(WIPO)の「ヘーグシステム手数料計算機」を参照のこと。

http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp

iii. 書式と署名

米国指定の国際意匠出願は、国際事務局の 規定による書式、もしくは同一内容もしくは 同一フォーマットを有する書式を使用して、 出願人の署名とともに提出する必要がありま す。

iv. 特定の締約国による 追加必須内容

また、提出日獲得のため、出願人より主張された締約国が次の情報を義務付ける場合、次のような追加必須内容が適用されます: (1)工業意匠の創作者の記載; (2)工業意匠の複製物の簡単な説明もしくはその特有の特徴の簡単な説明; および (3) クレーム。

v. 出願人の希望により 含めてもよい内容

国際意匠出願には、出願人の希望により次のような内容を含めることもできます: (1) 2つ以上の(100を超えない)工業意匠; (2) 公開延期要求(request for deferment of publication)もしくは即時公開要求(request for immediate publication); (3) 締約国が必須内容として義務付けないとしても、工業意匠の創作者の記載に関する表示、工業意匠の創作者の記載に関する表示、工業意匠の複製物の簡単な説明、工業意匠特有の特徴の簡単な説明; (4) 出願人の代理人氏名と住所; (5) パリ条約に基づく優先権主張; (6) 工業意匠を構成する製品が公式認可済み国際展示会で出展されたという宣言書: (7) へーグ協定の適用に関する管理指

示において規定される他の宣言書における供述もしくは他の関連のある表示; (8) 対象の工業意匠の保護の適格性に対して重要であり、出願人が周知している情報を記載した供述;および(9) 記録用および公開用の国際意匠出願に含まれる内容が、英語、仏語、西語のいずれかで記載されていない場合、当該内容の翻訳案。米国指定の国際意匠出願の出願人は、公開延期申請をすることはできません。

C. 国際意匠出願の優先権主張

パリ条約に基づき、国際意匠出願は、パリ条約締約国もしくは世界貿易機関(WTO)締約国において提出された、もしくはそのような国に対して提出された1件以上の先願の優先権を主張することが可能です。優先権主張には、そのような出願がなされた官庁名、提出日、出願番号、優先権主張が国際意匠出願に含まれる全工業意匠に関係しているかどうかの表示を含める必要があります。また、米国指定の国際意匠出願は、先願の非仮出願もしくは米国指定の国際出願の利益を主張することができます。

D. 国際意匠出願の代理人

国際意匠出願の出願人は、国際事務局に対して代理人を指名することができます。国際事務局に対して代理人1名の指名に限られていますが、共同経営体もしくは事務所も代理人1名としてみなされます。国際出願において、もしくは同一出願人もしくは所有者の1件以上の特定の国際出願もしくは登録に関連している可能性のある別途のレターにより、代理人を指名することができます。そのような出願もしくはレターは登録出願人もしくは所有者により署名されていることが条件となっています。



また、仲介官庁(「官庁」)としての USPTO において、官庁で登録されている、もしくは 官庁により限定付き許可が与えられた実務執 行者が国際意匠出願の出願人の代理人を務め てもよいことになっています。実務執行者は、(審査官との面接、口頭議論等のため)USPTO に直接出向くことができます。もしくは、USPTO における特許案件に関する書類に署名をすることができます。もしくは実務執行者に出願人の代理人として任務を果たす権利を与え、各実務執行者の氏名および登録番号を記載の上、出願人の署名付き書類により実務執行者を指名することができます。

E. 国際事務局への 国際意匠出願の送付

新規則では、USPTOが仲介官庁(「官庁」)として機能を果たす場合、国際事務局への国際意匠出願の送付は、同官庁によりなされる必要があるとされています。国際事務局への国際意匠出願の送付に関する USPTO の新手数料は、120 ドルです。

官庁は、国際意匠出願を国際事務局に送付する際、同事務局に出願人から出願を受理した日付を通知する必要があります。また、同官庁は、(i)出願受理日と、(ii)国際出願を国際事務局に送付した事実とを出願人に通知する必要があります。

出願が同官庁により国際事務局に送付されると、当該国際意匠出願に関する今後の全ての連絡は、直接国際事務局に送付されることになります。国際事務局から出願人に対して送付された連絡に対する応答は、放棄もしくは他の権利喪失を避けるため、国際事務局に直接提出する必要があります。

F. 公開延期

国際意匠出願の公開延期申請(request for deferment of publication)を利用することができます。国際意匠出願では、米国もしくは公開延期を許可しない他の締約国を<u>指定してい</u>ないことが条件です。

III. 米国指定の国際出願

A. 米国指定出願の必須要件

米国指定出願について、追加必須要件には:(1)クレーム;(2)創作者の氏名に関するデータ;および(3)創作者の宣誓書もしくは宣言書が含まれます。

i. クレーム

米国指定の国際意匠出願のクレームを、物品の装飾意匠に関して、正式用語を使用の上、図示どおりにもしくは図示および説明どおりに記載する(すなわち、物品名称を記載する)必要があります。クレーム数1を超えるものは、米国用に認められません。

ii. 発明者の宣誓書もしくは宣言書

米国指定の国際意匠出願には、発明者の宣誓書もしくは宣言書を含める必要があります。 放棄を避けるため、発行手数料納付日までにこのような宣誓書もしくは宣言書を提出する必要があります。

B. 書式と内容に関する他の要件

また、米国指定の国際意匠出願は、書式、 説明、複製物に関する特定の要件を満たす必 要があります。下記に詳細に説明します。

i. 説明

米国指定の国際意匠出願の説明には、35 U.S.C. §112 の規定のように、明細書を含め



る必要があります。望ましくは、複製物の図の簡単な説明を含めるべきです。米国以外の締約国を指定し、説明要件が課されている国際出願については、追加の説明要件が適用される可能性があります。例えば、締約国は、説明が工業意匠の複製物に見られる特徴に関することを、および/もしくは単語数 100 を超える説明には追加手数料の適用を義務付けることができます。

ii. 複製物

国際意匠出願の複製物は、ヘーグ協定に基 づき特定の要件に遵守する必要があります。 3 重要な規則には:(1)写真もしくは他の図形 表示を使用して複製物を提出する必要があり、 白黒もしくはカラーの使用が可能である: (2) 保護を求めていないにもかかわらず、複製物 において示される事柄(すなわち、クレーム に記載されていない事柄)は、説明で、もし くは点線もしくは破線で表示することができ る: (3) 写真と図形表示は、「プロの基準」であ る必要があり、明確に区別し、公開できるよ うな工業意匠の全詳細を網羅する程度の質で ある必要がある;および(4)描写される工業 意匠は、陰影(シェーディング)と線影(ハッチ ング)から構成されてもよいことが含まれて います。締約国には、意匠もしくは製品が一 次元である場合、1図より多くの図面を、又 は製品が三次元である場合、6図より多くの 図面を要求する権利がありません。また、締

³ 複写物の要件の全体的説明は、ヘーグ協定改定法の1999年の法律と1960年の法律に基づく共通規則(Common Regulations Under the 1999 Act and the 1960 Act of the Hague Agreement)の第9規則、および(2014年1月1日有効の)ヘーグ協定の適用の実施細則の第4部(Part Four of the Administrative Instructions for the Application of the Hague Agreement)を参照のこと。http://www.wipo.int/hague/en/legal_texts/のウエブサイトから情報入手可能。

約国は、国際登録の複製物が工業意匠を充分 に開示していないという根拠に基づき、国際 意匠出願の国際登録を拒絶することができま す。

iii. 名称

意匠の名称は、特定の物品を指定する必要があります。国際意匠出願が意匠の名称を含んでいない場合、USPTOが名称を設定することができます。

C. 提出日

米国における国際意匠出願の提出日は、へ一グ協定に基づき国際事務局が設定した国際登録日です。しかし、出願人が、国際意匠出願には別の提出日が与えられるべきであると思う場合、国際登録日以外の提出日を国際意匠出願に与えられるように、USPTO長官に嘆願することができます。400ドルの手数料(小事業体の場合 200ドル;微小事業体の場合100ドル)を添付の上、嘆願には、国際意匠出願には別の提出日が与えられるべきであるというUSPTO長官が納得するような証明を含める必要があります。

D. 発明者の記載

新規則に基づき、米国指定の国際意匠出願の発明者は、国際登録公報に記載の創作者です。非仮出願の発明者の記載の訂正をするための既存の規則に従い、発明者の記載を訂正することができます。

E. 国際意匠出願における出願人

米国指定の国際意匠出願が、発明者以外の 人物(すなわち、譲受人、発明者が発明を譲 渡する義務にある人物、もしくはその事柄に 対して充分な所有権を示す人物)により提出 された場合、その人物は、国際出願の国際段



階において米国出願人として、もしくはへー グ協定に基づき国際登録の公開において所有 者として記載されていたことが必要です。

F. 意図的でない遅延を 認めてもらう嘆願書の利用

出願人が、国際意匠出願に関する要件に関 連してヘーグ協定による特定期間内に行動を 起こさなかった場合、遅延が意図的でない場 合、米国について特定期間内に行動を起こさ なかったことを認めてもらうように嘆願書を 提出することができます。意図的でない遅延 を認めてもらう嘆願書には:(1)国際事務局か ら送付された通告のコピー; (2) 過去に提出し なかった場合を除き、義務付けられた返答 (例えば、2番目の出願もしくは35 U.S.C.第 16章に基づく国際意匠出願を意匠特許出願 に変換するための嘆願書等); (3) 1,700 ドルの 手数料(小事業体の場合 850 ドル): (4) 義務付 けられた場合、出願時の証明書付き国際意匠 出願のコピー: (5) 返答期限日から嘆願書提出 まで、義務付けられた返答を提出する遅延全 体が意図的でなかったという供述を含める必 要があります。遅延が意図的でないかどうか についての質問がある場合、長官は追加情報 を要求することができます。

G. 35 U.S.C. 第 16 章に基づく 意匠出願への変換

米国を指定し、仲介官庁としての USPTO に提出する国際意匠出願を、嘆願書の提出により、通常の意匠特許出願(すなわち、米国非仮出願)に変換することができます。変換対象となるには、国際意匠出願は、米国非仮出願の提出日の要件を満たす必要があります。180 ドルの手数料を添えて、国際登録公開前に、変換嘆願書を提出する必要があります。国際意匠出願の 35 U.S.C.第 16 章に基づく意

匠出願への変換では、出願人は、送付手数料の払い戻しもしくは国際事務局への送付済みの手数料の払い戻しの対象とはなりません。

嘆願書が、国際事務局への国際意匠出願の送付前にUSPTOにより認められた場合、国際意匠出願は、35 U.S.C.第 16 章に基づき意匠特許出願に完全に変換されます。しかし、嘆願書が、国際事務局への国際意匠出願の送付後にUSPTOにより認められた場合、国際意匠出願は、米国についてのみ変換されることになります。

出願人が、意図的でない遅延を認めてもらう嘆願書を提出しない場合、国際意匠出願の変換についての嘆願書は、放棄済みの国際意匠出願において認められません。

IV. 米国指定の国際意匠出願の USPTO による審査

A. 審査のタイミング

米国指定の国際意匠出願について、 USPTOは、米国特許法に基づき審査を行います。審査対象の各国際意匠出願について、 USPTOは、出願人には国際登録の対象である工業意匠に対して法律に基づき特許を取得する資格がないと思われる場合、拒絶通知を国際事務局に送付します。国際登録公開から12ヶ月以内に拒絶通知が送付されます。 USPTOが、国際登録公開から12ヶ月以内に国際事務局に拒絶通知を送付していない場合、国際事務局に遅延通知が送付されます。

国際事務局が、国際意匠出願の書式と内容の審査を行います。従って、国際意匠出願の書式もしくは内容に関する要件が満たされていないとして、USPTOには国際意匠出願を拒絶する権利がありません。



B. 拒絶通知

拒絶通知には: (1) 国際登録番号; (2) 拒絶に基づく根拠; (3) 拒絶根拠が、過去の出願もしくは登録の対象である工業意匠に類似している場合について言及する場合、過去の工業意匠の複製物のコピー; および (4) 破棄を避けるため、通知に対する返答期間が含まれます。国際事務局経由ではなく、仲介官庁としてのUSPTO に拒絶通知に対する返答を直接提出する必要があります。

意匠特許出願におけるオフィスアクションへの返答に関する現行の米国規則は、拒絶通知への返答に適用されます。例えば、オフィスアクションへの応答で図面の修正を行う場合、クレームの範囲を変更することは認められません。換言すると、拒絶もしくは異議を克服するため図面の補正を行うことはできますが、国際事務局に提出した原図面に新規事項を導入することはできません。

C. 1件の独立した、特徴のある 意匠のみが審査対象となる

米国指定の国際意匠出願において、1件の独立した、特徴のある意匠のみが審査されます。1件の独立した、特徴のある意匠より多くの意匠が国際出願でクレームに記載された場合、審査官は、当該出願審査用に出願人に1件の独立した、特徴のある意匠を選択するように義務付けます。これは、拒絶通知もしくは別のオフィスアクションにて義務付けられます。何が「独立した、特徴のある意匠」を構成するかについての判断は、MPEP §1504.05 に記載の通常の米国意匠出願についての限定要求の規定に沿ってなされます。

i. 分割通知

審査官が、独立した、特徴のある意匠の選択を義務付けた場合、国際意匠出願の優先権を主張する分割出願を非選択意匠について提出することができます。USPTOは、国際事務局に分割出願の提出について通知をします。

V. その他の規則変更

A. 国際意匠出願の定義:

新規則において、国際意匠出願を含めるように、「国内出願」と「非仮出願」の定義が補正されるようになります。また、規則において矛盾している個所がない限り、「意匠出願」と「意匠特許出願」の用語には、米国指定の国際意匠出願が含まれます。

B. ファックスによる 提出は認められない:

新規則では、ファックスによる国際意匠出願の提出は認められていません。国際意匠出願をファックスにより提出すると、提出日が与えられません。また、特許協力条約(PCT: Patent Cooperation Treaty)に基づき提出された国内出願と国際出願と同様に、国際意匠出願では、ファクシミリによるカラー図面の提出は禁止されています。

C. 審査手続継続出願(CPA)と 国際意匠出願:

新規則に基づき、過去の非仮出願が、<u>国際</u> <u>意匠出願ではなく</u>、意匠出願の場合、過去の非仮出願の CPA を提出することができます。規則変更の注釈では、過去の非仮国際意匠出願の CPA の提出は、適切ではないとされています。これは、CPA そのものが 35 U.S.C. 第 16 章に基づく意匠出願であるという事実によるものです。従って、CPA は、非仮国



際意匠出願とは異なる法令要件と規制要件の 対象となります。

D. 情報開示供述書:

へーグ協定に基づき国際登録の発行日の3ヶ月以内に、もしくは最初のオフィスアクションの送付日の前に、情報開示供述書(IDS)を提出する場合、無料で/供述なしで、IDSを提出することができます。

E. 国際意匠出願の迅速審査:

新規則に基づき、出願人は米国指定の国際 意匠出願に対して迅速審査を利用することが できます。迅速審査を受ける資格を得るには、 国際意匠出願は、ヘーグ協定に基づき公開さ れていなければなりません。

F. 国際意匠出願の公開:

国際意匠出願は、USPTOにより公開とはなりません。しかし、国際登録は、国際事務局により公開となります。

G. 特許延長期間:

米国指定の国際意匠出願および35 U.S.C. 第16章に基づき米国意匠特許出願として提出された出願を含む全意匠特許出願には、特許付与日から15年間の所定の特許期間が与えられます。特許延長期間は、2015年5月13日以降に提出の全意匠特許出願に対して有効となります。

H. カラー図面提出の嘆願は不要である:

新規則に基づき、現時点では意匠出願においてカラー図面を提出してもよいことになっています。このため、カラー図面提出の嘆願(petition to submit color drawings)を提出する必要はありません。新規則では、電子ファイリングで意匠出願を USPTO に提出する場合、

少なくとも1セットのカラー図面を提出する必要があり、電子ファイリングで意匠出願をUSPTOに提出しない場合、3セットのカラー図面を提出する必要があります。新規則による実用特許出願への影響はありませんので、実用特許出願ではカラー図面提出の嘆願(petition to submit color drawings)を提出する必要があります。

VI. ヘーグ協定に基づく 国際意匠出願を提出することの利益

A. 仮権利:

へ一グ協定に基づき、国際意匠出願は、国際意匠登録後の6ヶ月以内に(もしくは出願人からの要求があった場合には登録直後に)、公開となります。換言すると、国際意匠登録は、USPTOが国際意匠出願の実質的な審査完了の前に、公開となる可能性があります。これは、意匠特許の仮権利の構成となるため、USPTOの特許発行の前に発生した侵害について特許所有者による損害賠償の取り立てが可能となります。

B. 意匠特許提出の簡略化:

新規則実施のため、米国意匠特許出願人は、複数の外国管轄において、複数の意匠を含む単一の出願を提出することができます。また、一通貨のみを使用し、手数料を添えて、単一言語で出願を提出することができます。最終的に、これは、多数の出願人に対して、国際的に意匠を保護するための更に効率的であり、費用効率が高い方法を提供することとなるはずです。その上、出願人は、単一の出願において複数の意匠を提出することができるため、更に費用効率が高いプロセスを利用して、複数の意匠に対してより早い優先日の設定が可能となります。



VII. 提案

新規則により別の形で国際意匠出願が提出できるようになったため、複数の国際管轄において保護を得るための更に費用効率が高く、簡略化された方法を利用することができます。(従来の米国非仮意匠出願および/もしくは1件以上の直接外国意匠出願ではなく)国際意匠出願を提出するかどうかの判断は、一件ずつ慎重になされるべきです。例えば、国際意匠出願を提出するかどうかの判断を行う際、出願人に対して下記のような要因等を検討することをお勧めします: (i) 出願人が保護を得ることをお勧めします: (i) 出願人が保護を得ることを希望する管轄数、(ii) (管轄により要件が異なるため)出願人が線画もしくは写真を提出するかどうか、および(iii) 仮権利の必要性。

また、出願人は、国際意匠出願において提 出する図面の準備の際に注意を払うべきです。 国際事務局は、意匠出願の書式と内容につい て審査を行うのみです。国際出願提出の際の 各指定締約国は、国際意匠出願の実質的な審 査を行います。従って、特に図面について、 異なる締約国に関する様々な要件は、出願が 各管轄内で特許となる資格があるかどうか決 定することとなります。例えば、米国におい て、USPTO が国際意匠出願の実質的審査を 着手すると、陰影(シェーディング)に関する 要件と特定の内容の主張もしくは放棄につい ての要件が適用されます。上記のように、指 定官庁の審査中に、国際出願において図面に 反映される意匠の範囲を変更することはでき ません。従って、米国要件に遵守していない 図面には、米国意匠特許を取得するのに致命 的欠陥がある不備を含んでいる可能性があり ます。

出願人は、国際意匠出願の提出前に、米国指定の国際意匠出願の一部として提出された少なくとも1セットの図面が米国法の要件に遵守していることを確実にするように注意すべきです。同様に、出願人は、国際意匠出願の提出前に、USPTOに提出され、他国指定の国際意匠出願の一部として提出された少なくとも1セットの図面が、これらの他国の各国の要件に遵守していることを確実にするように注意すべきです。このため、少なくとも一実施例が国際出願において指定されている様々な管轄の必要な図面要件を満たすことを確実にするため、単一意匠の複数の「実施例」を準備することをお勧めします。

Jesse Collier 弁護士(パートナー)と Meghan Carmody 弁護士(ア ソシエート)が、本スペシャルレポートを執筆しました。両弁護士は、バージニア州アレキサンドリアオフィスに所在しており、 意匠特許業務グループに所属しています。

* * * * *

Oliff PLC は、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多数の幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャルレポートは、今日重要性の高い法的論点に関する情報を提供することを意図とするものであり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、Oliff PLC の法的見解を構成するものでもありません。このスペシャルレポートの読者が、この中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合には、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、電話(703) 836-6400、ファックス(703) 836-2787、email@oliff.com、又は277 South Washington Street, Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USA までお問い合わせください。当事務所に関する情報は、ウエブサイト www.oliff.com においてもご覧いただけます。